

準備期間(工事開始日選択)制度の実施について

糸魚川市が発注する建設工事において、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や建設資材の調達を計画的に行うことができる準備期間を設定し、工事開始日を選択できる制度を実施します。

1 対象

糸魚川市が入札で行う全ての建設工事

2 制度概要

準備期間は、工期の30%を超えず、かつ4ヶ月を超えない範囲内で、受注者が工期の始期を選択できるものです。

- ・全体工期：契約締結日から工事完了期限まで
- ・準備期間：契約締結日から現場着手の前日まで
- ・実工期：工事の始期（現場着手日）から工事完了期限まで

- (1) 準備期間内は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置が不要です。
- (2) 準備期間内は現場に搬入しない資材等の準備を行うことはできますが、仮設物の設置等、現場の着手はできません。
- (3) 準備期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとし、経費が発生する場合でも発注者の負担はしません。
- (4) 準備期間の設定による工期延長はできません。また、設定した工期の始期を早めることはできません。その場合は、工事着手届を監督員へ提出し、承認を受けてください。

3 手続き

- (1) 受注者が準備期間を利用する場合は、落札者決定日から7日以内に、「準備期間承認申請書」（様式1）を監督員へ提出し、承認を受けてください。
- (2) 発注者は、申請を認める場合は、「準備期間承認通知書」（様式2）を受注者へ通知します。
- (3) 申請が認められない場合は、通常の工事と同様の手続きとなります。
- (4) 契約書の工期については、契約締結日から工期末までとなります。
- (5) 契約保証金については、準備期間の有無にかかわらず、契約締結日から工期末を対象とします。

4 その他

- (1) 工程表は、全体工期を記載して契約後速やかに提出してください。
- (2) 工事着手届は、工事の始期までに提出するものとします。
- (3) コリンス登録は準備期間は含まず、実工期をもって登録してください。
- (4) 前払金の請求については、準備期間の有無にかかわらず、約款第36条により請求することができます。